



# 宮 崎 県 公 報

令和3年7月19日(月曜日) 第 223 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 1
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 1
- 介護医療院の開設許可…………… ( “ ) 2

頁

- 民有林の保安林の指定解除…………… (自然環境課) 2
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定…………… ( “ ) 2
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の変更の届出…………… (会計課) 3
- 歳入の収納の事務の委託…………… (教育庁) 3

### 公 告

- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (農村整備課) 4
- 落札者等の公告…………… 4

## 告 示

### 宮崎県告示第 536号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

令和3年7月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4572001529	ヘルパーステーションにゅうた	宮崎県児湯郡新富町新田5859番地1	株式会社サポート宮崎	宮崎県児湯郡新富町新田5859番地	令和3年6月16日	訪問介護
4560290407	訪問看護ステーション cocoro美	宮崎県都城市上長飯町58号13番地	株式会社心美	宮崎県都城市上長飯町58号13番地	令和3年6月21日	訪問看護

### 宮崎県告示第 537号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

令和3年7月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4560290407	訪問看護ステーション cocoro美	宮崎県都城市上長飯町58号13番地	株式会社心美	宮崎県都城市上長飯町58号13番地	令和3年6月21日	介護予防訪問看護

宮崎県知事 河野俊嗣

### 宮崎県告示第 538号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和3年7月19日

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
4570204091	訪問介護ステーション緑	宮崎県都城市梅北町8965番地1	合同会社スマイル応援団	宮崎県都城市梅北町8965番地3	令和3年6月30日	訪問介護
4570601270	訪問介護事業所蘭	宮崎県日向市塩見1403番地	合同会社あじさい	宮崎県日向市塩見1403番地	令和3年6月30日	訪問介護

宮崎県告示第539号

介護保険法(平成9年法律第123号)第107条第1項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和3年7月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

介護保険事業所番号	介護医療院		開設者		許可年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称又は氏名	主たる事務所の所在地		
45B0100035	山元リハビリテーション介護医療院	宮崎県宮崎市加江田字曾山寺4514番地1	医療法人愛鍼会	宮崎県日南市中央通一丁目10番15	令和3年6月10日	介護医療院

宮崎県告示第540号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定解除をする。

令和3年7月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 解除に係る民有林の保安林の所在場所 宮崎市大字赤江字飛江田4837-1(次の図に示す部分に限る。)
  - 民有林の保安林として指定された目的 潮害の防備
  - 解除の理由 津波防護施設用地とするため
- 解除に係る民有林の保安林の所在場所 宮崎市大字赤江字飛江田4837-1(次の図に示す部分に限る。)
  - 民有林の保安林として指定された目的 公衆の保健
  - 解除の理由 津波防護施設用地とするため  
(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第541号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年7月19日から同年8月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
	国道	218号	延岡市北方町川水流字	旧	8.7~13.1	300.7

中ノ水流卯1711番地先から同市同町川水流字日渡し卯1640番5地先まで	新	11.0~18.5	300.7
--------------------------------------	---	-----------	-------

宮崎県告示第542号

道路法(昭和27年法律第180号)第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年7月19日から同年8月2日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月19日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	221号	都城市高崎町大牟田字新田1233番8地先から同市同町大牟田同字6166番地先まで

- 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。)

- 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日  
令和3年8月3日

**宮崎県告示第 543号**

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第11条第5項の規定により、収入証紙売りさばき人から次のとおり変更の届出があった。

令和3年7月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

変 更 前		変 更 後		変 更 年 月 日
売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	売りさばき 人の氏名	売りさばき をする場所	
一般社団法人宮崎県獵友会	宮崎市橋通東1丁目11番1号 林業会館内	一般社団法人宮崎県獵友会	宮崎市橋通東1丁目11番1号 木材会館内	令和3年7月6日
	宮崎市中村西1丁目2番2号 井内銃砲火薬店内		宮崎市中村西1丁目2番2号 井内銃砲火薬店内	
	宮崎市船塚1丁目26番地 遠山銃砲店内		宮崎市船塚1丁目26番地 遠山銃砲店内	
	宮崎市高岡町五町 198番地 水間銃砲火薬店内		宮崎市高岡町五町 198番地 水間銃砲火薬店内	
	日南市飫肥2丁目11番14号 上村銃砲火薬店内		日南市飫肥2丁目11番14号 上村銃砲火薬店内	
	串間市大字奈留5512番地6 笹山晃宅内		串間市大字奈留5512番地6 笹山晃宅内	
	都城市太郎坊町6837番地2 中嶋國雄宅内		都城市太郎坊町6837番地2 中嶋國雄宅内	
	都城市高城町大井手 782番地 1		都城市高城町大井手 782番地 1	

落合和弘宅内

小林市細野2148番地2 仁岸銃砲火薬店内

児湯郡西米良村大字越野尾2番地11 佐藤武八郎宅内

児湯郡川南町大字川南14484番地7 小嶋明夫宅内

日向市中町10番地 石川銃砲火薬店内

延岡市大瀬町1丁目7番地2号 有限会社小泉銃砲火薬店内

西臼杵郡高千穂町大字三田井 779番1 有限会社佐藤銃砲火薬店内

落合和弘宅内

小林市細野2148番地2 仁岸銃砲火薬店内

児湯郡西米良村大字越野尾2番地11 佐藤武八郎宅内

児湯郡川南町大字川南14484番地7 小嶋明夫宅内

日向市中町10番地 石川銃砲火薬店内

延岡市大瀬町1丁目7番地2号 有限会社小泉銃砲火薬店内

西臼杵郡高千穂町大字三田井 779番1 有限会社佐藤銃砲火薬店内

**宮崎県告示第 544号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和3年7月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

委託した 収納事務	委 託 先	委 託 期 間
宮崎県育英資金返還金の収納事務	地銀ネットワークサービス株式会社 国分グロースサービス株式会社 株式会社しんきん情報サービス	令和3年4月1日から 令和6年3月31日まで

株式会社セイコーマート  
株式会社セブン-イレブ  
ン・ジャパン  
株式会社ファミリーマー  
ト  
株式会社ポプラ  
ミニストップ株式会社  
山崎製パン株式会社  
株式会社ローソン

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和3年7月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和3年7月19日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
宮崎県ホームページリニューアル及び運用・保守業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県総合政策部秘書広報課広報戦略室メディア戦略担当  
宮崎市橋通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和3年7月8日
- 4 落札者の氏名及び住所  
南日本ネットワーク・グローバルデザイン共同企業体  
宮崎市橋通東3丁目6番29号
- 5 落札金額  
36,330,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
令和3年4月15日